

1. 件名：三菱電機（株）の不適切行為に係る四国電力（株）の調査状況
2. 日時：令和4年4月28日 11時00分～11時35分
3. 場所：原子力規制庁2階会議室（テレビ会議システムを利用）
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門

高須統括監視指導官、菊川管理官補佐、小野上級原子炉解析専門官、小林主任監視指導官、反町主任監視指導官、山中原子力運転検査官、林原子力規制専門員

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

上田企画調査官

四国電力株式会社（以下「四国電力」という。）

原子力部 発電管理部長他5名

5. 要旨

(1) 令和4年4月21日に三菱電機株式会社（以下「三菱電機」という。）が公表した特別高圧以上の変圧器に係る不適切行為について、四国電力から以下のとおり説明があった。

- 伊方発電所に納入された不適切行為が確認された変圧器（以下「不適切品」という。）は、3号機主変圧器、所内変圧器及び予備変圧器であると三菱電機から報告を受けた。
- 変圧器に対する不適切行為の概要は資料のとおりであるが、今後詳細を三菱電機赤穂工場に立入り、確認する予定である。
- 製作時の工場試験には四国電力も立会しているが、当時の立会内容については現在調査中である。
- 不適切品は電気設備技術基準に抵触するものではないこと、変圧器の納入時に現地検査を行っていること及びこれまで定期点検を実施しており異常が確認されていないことから、現段階において安全性に影響はないと考えているが、上記の結果を踏まえ、最終的に判断する。

(2) 原子力規制庁から、調査結果について改めて報告するように伝えた。

6. 提出資料

資料1：三菱電機製変圧器における不適切行為に対する伊方発電所の確認状況について
以上